

(第4編)

第6章 (在外犯人の) 引渡し手続き

第824条 県控訴院 ((自治州) 高等裁判所) および最高裁判所対応検察官は、それぞれその事案および場所で、法律に従って適切である場合、被疑者または確定判決で有罪とされた者の引渡しを政府が要求するよう (政府に) 提議することを (一人制裁判所) 裁判官または (合議制) 裁判所に要請する。

第825条 引渡しを要請または提議するためには、言及される被疑者/被告人に対して拘禁の理由付き決定が下された、または、確定判決が下されたことが必要な要件となる。

第826条 (以下の者の) 引渡しのみ要請または提議できる：

1. スペイン国内で犯罪を犯し、外国に避難したスペイン人。
2. 外国に居て国の対外安全を侵害し、犯罪を行った国以外の国に避難したスペイン人。
3. スペインで裁判を受ける必要があり、自分の国ではない国に避難している外国人。

第827条 引渡し要請は、以下の場合適切である：

1. (引渡し) 要請される者が居る領域の国との現行条約で決定される場合。
2. 条約がない場合、引渡しが必要とされる国の領域における現行の成文法または慣習法に従って引渡しが必要な場合。
3. 前2件がない場合、相互主義の原則に従って引渡しが必要な場合。

第828条 外国領土に居て不出廷の犯人が訴追されている訴訟事件を審理する裁判官または裁判所が、その者の引渡しを要請する管轄がある。

第829条 訴訟事件を審理する裁判官または裁判所は、職権で、または、当事者の請求により、訴訟事件の状態およびその結果により、第826条および第827条の号のいずれかに従って適切である時点から、根拠のある裁定で、引渡し要請を取り決める。

第830条 引渡し要請を取り決めるまたは拒否する決定に対して、それを予審裁判官が下した場合、控訴できる。

第 831 条 引渡し要請は恩赦・司法省宛ての（上級庁への）共助囑託(suplicatorio)の形式で行われる。

被疑者/被告人が居る領土の国との現行の条約により、訴訟事件を審理する裁判官または裁判所が直接引渡しを要請できる場合を除く。

第 832 条 前条に従って発せられるべき共助囑託または通知と共に、引渡し決定、また、関連して、(引渡しが)そこで要請された検察官の主張または意見、および、引渡しの根拠となる第 826 条の対応する号に従って、引渡しが適切であると正当化するために必要な訴訟のすべての手続きが字句のまま記載された公証謄本が送付される。

第 833 条 恩赦・司法省を通じて引渡しを要請する必要がある場合、共助囑託書および公証謄本は関連する県控訴院（(自治州) 高等裁判所）の長を通じて送付される。

訴訟を審理する裁判所が最高裁判所またはその第二裁判部である場合、前述の書類はその当該裁判所の長官を通じて送付される。